

## 日本ドイツワイン協会連合会 会則

### 第一条：（名称）

本会は日本ドイツワイン協会連合会（Deutsche Wein Gesellschaft Japan）と称する。

### 第二条：（所在地）

本会の事務局は東京都品川区大井 1-55-6 牧ビル 2 階に置く

### 第三条：（目的）

本会は日本国内に在りて、本会の趣旨に賛同するドイツワイン協会の連携機関として、各協会との連絡を密に行い、ドイツ連邦共和国大使館とその関係部署・ドイツワイン振興会本部・ドイツワイン生産者組合及びドイツワイン基金本部との友好関係を維持し、正しい情報の速やかな伝達と広報に努める。また、日本国内におけるドイツワイン愛好団体の設立を助け、ドイツワイン愛好家を増やし正しいドイツワインの知識と啓蒙活動、更に、これらの活動を通してドイツ文化の発展に寄与することを目的とする。

### 第四条：（事業）

前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) ドイツワイン・ケナーの認定試験及び呼称資格の授与
- (2) ドイツワインの情報、資料の伝達、提供
- (3) ドイツワインに関する教育、育成
- (4) ドイツワイン・コンテストの実施
- (5) ドイツワインに関する出版及び広報活動
- (6) ドイツワインアカデミーへの参加及び斡旋
- (7) 国際親善並びに親睦の行事
- (8) その他ドイツワインに関する一切の事業

### 第五条：（会員）

#### <種別>

本会は正会員、賛助会員、顧問会員、特別会員で構成される。

- (1) 正会員は、第三条に明記された日本国内のドイツワイン協会の代表を役員とする
- (2) 賛助会員はドイツワインの輸出入業者及び援助者とする
- (3) 顧問会員は学識経験者及び後援者とする
- (4) 特別会員は協会の存在しない地域で入会を希望する者とする

#### <入会>

- (1) 正会員及び特別会員、賛助会員として入会しようとする者は、役員会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込まなければならない。
- (2) 入会は総会が別に定める基準により、役員会において可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

#### <入会金及び会費>

前項の規定により入会した者は、総会に於いて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### <会員の資格喪失>

会員が次の各項の一つ該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣言をうけたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

#### <退会>

会員は、役員会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することが出来る。

#### <除名>

会員が継ぎの各項の一つに該当する場合は、総会に於いて会員総数の3分の2以上の議決により除名することができる。但しその議決に不服がある場合は会員に弁明の機会を与える。

- (1) 本会の会則に違反をしたとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をし、又は損害を与えたとき
- (3) 総会の議決事項に違反したとき

#### <抛出金品の不返還>

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第六条：（役員構成と役員会）

(1) 本会に次の役員を置く。

名誉会長	1名
会長	1名
副会長	2名
理事	第七条(3)項で定める員
幹事	次項(2)項に基づく員
監事	1名
顧問	若干名
相談役	若干名

(2) 本会に次の部署を設け会長が指名する。

事業部・渉外部・広報部・財務会計部・事務局

(3) 事務局は会長の指示のもと役員会を開催する。

第七条：（役員選出）

- (1) 会長は役員会で推薦され、総会で承認される
- (2) 副会長は会長が指名し、総会で承認される
- (3) 理事は各協会の会長又は代表者とする
- (4) 幹事は第六条(2)項に基づいて役員会で承認される
- (5) 監事は役員会で推薦され、総会で承認される
- (6) 名誉会長は役員会で推薦され、総会で承認される
- (7) 顧問・相談役は会長が指名し総会で承認される

第八条：（役員任期）

会長の任期は2年間とする。再選は妨げない。但し3期までとする。

他の役員任期は2年間とする。但し、再選は妨げない。

尚、補欠にて任命された場合は前任者の残存期間とする。

第九条：（役員任務）

- (1) 会長は本会を代表し、総会の決議に従って事業を遂行する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたと

きは、会長の職務を代行する。

- (3) 理事は議決された事項を各地協会に的確に伝達し実行する。
- (4) 理事は各地の協会に於いて役員変更その他の変更がある時は、速やかに事務局に連絡する。
- (5) 役員は役員会に於いて議案を審議し、誠意を持ってその運営に参画する。
- (6) 財務会計は必要経費の収支にあたり、年一回総会に於いて会計報告をする。
- (7) 監事は業務監査及び会計監査を必要に応じて行う。

#### 第十条：（役員の報酬）

- (1) 役員は無給とする。但し常勤の役員は有給とすることができる。
- (2) 役員には費用を弁償することができる。
- (3) 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第十一条：（総会）

総会は会員によって構成される。会長は事業年度終了後6か月以内に総会を招集し、次の事項につき審議する。

- (1) 事業報告
- (2) 決算報告
- (3) 予算案
- (4) 事業計画案
- (5) 役員の変更
- (6) 会則の変更

#### 第十二条：（定足数及び議決）

総会は会員の2分1以上の出席で開催する。総会の議決は出席した会員及び委任状の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### 第十三条：（財務）

本会の運営経費は事業収入及び会費収入で賄う。

その他、後援会費、賛助会費、寄付金については協力会員をはじめ関連業界から必要に応じて受ける。

第一四条：（事業年度）

毎年4月1日より翌年3月31日迄を事業年度とする。

第一五条：（協会の性格）

本会は非営利、非商業団体であり、特定業者の利益になる行為は行わない。

第一六条：（細則）

本会の事業遂行に必要な規定は別に細則で定める。